

境港市一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理基本計画)
(概要版)



平成25年10月

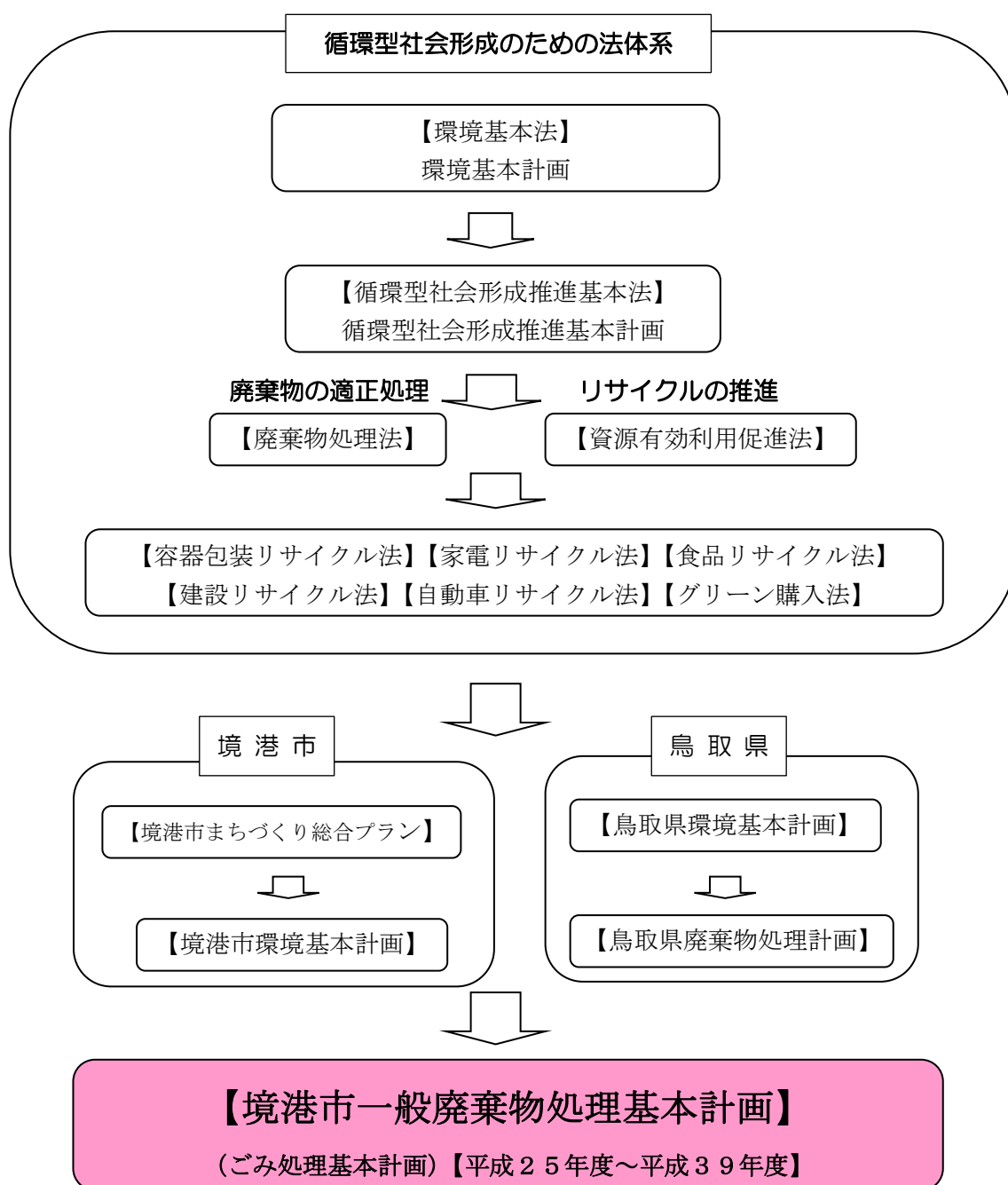
鳥取県境港市

1. 境港市一般廃棄物処理基本計画とは

(1) 位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項においては、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない」とされており、さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定では、一般廃棄物処理計画には、基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」及び基本的事項の実施のために必要な「一般廃棄物処理実施計画」から構成され、各々所定の事項を定めることとされています。

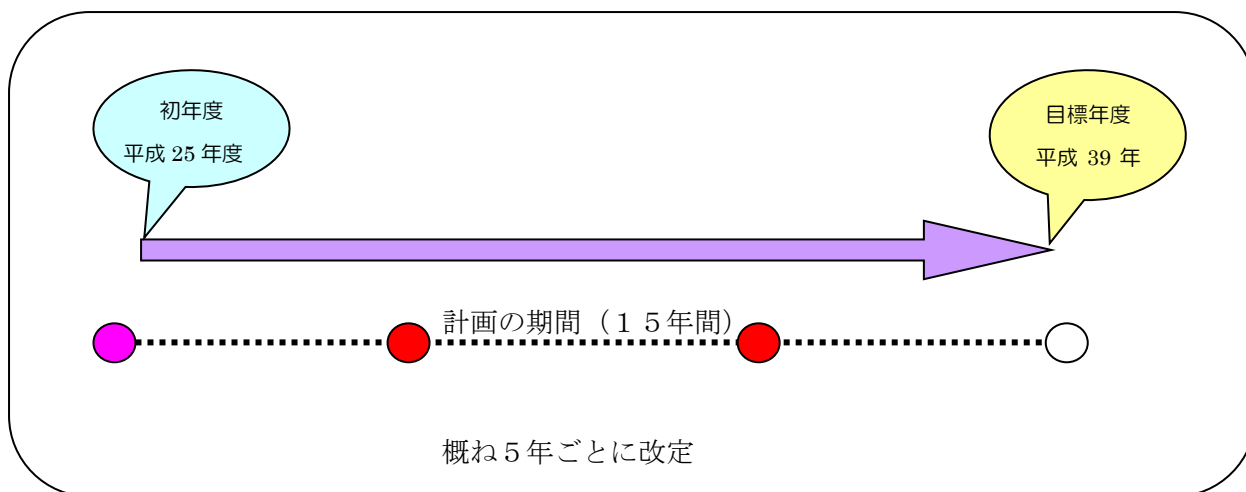
境港市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、以上に基づき策定するもので平成13年3月に策定した本計画を見直し、改定するものです。具体的内容については、廃棄物処理法第6条第1項に基づく「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）によるものとしました。また、下記に示す、国の法律・計画並びに「鳥取県廃棄物処理計画」（平成23年10月）と整合したものととしています。



(2) 計画の期間

「ごみ処理基本計画策定指針」によると一般廃棄物処理基本計画の目標年次は10年～15年とされています。本計画の期間は、平成25年度を初年度とし、平成39年度を目標年度とする15年計画とします。

また、本計画は、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。



本計画の期間と目標年度

(3) 計画の性格と役割

本計画は、長期的、総合的視点に立って一般廃棄物（ごみ）を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示したものです。

今後、本計画に基づき、市民・事業所・行政が各々の役割を果たし、一般廃棄物の適正処理及び循環型社会を形成していくものとします。

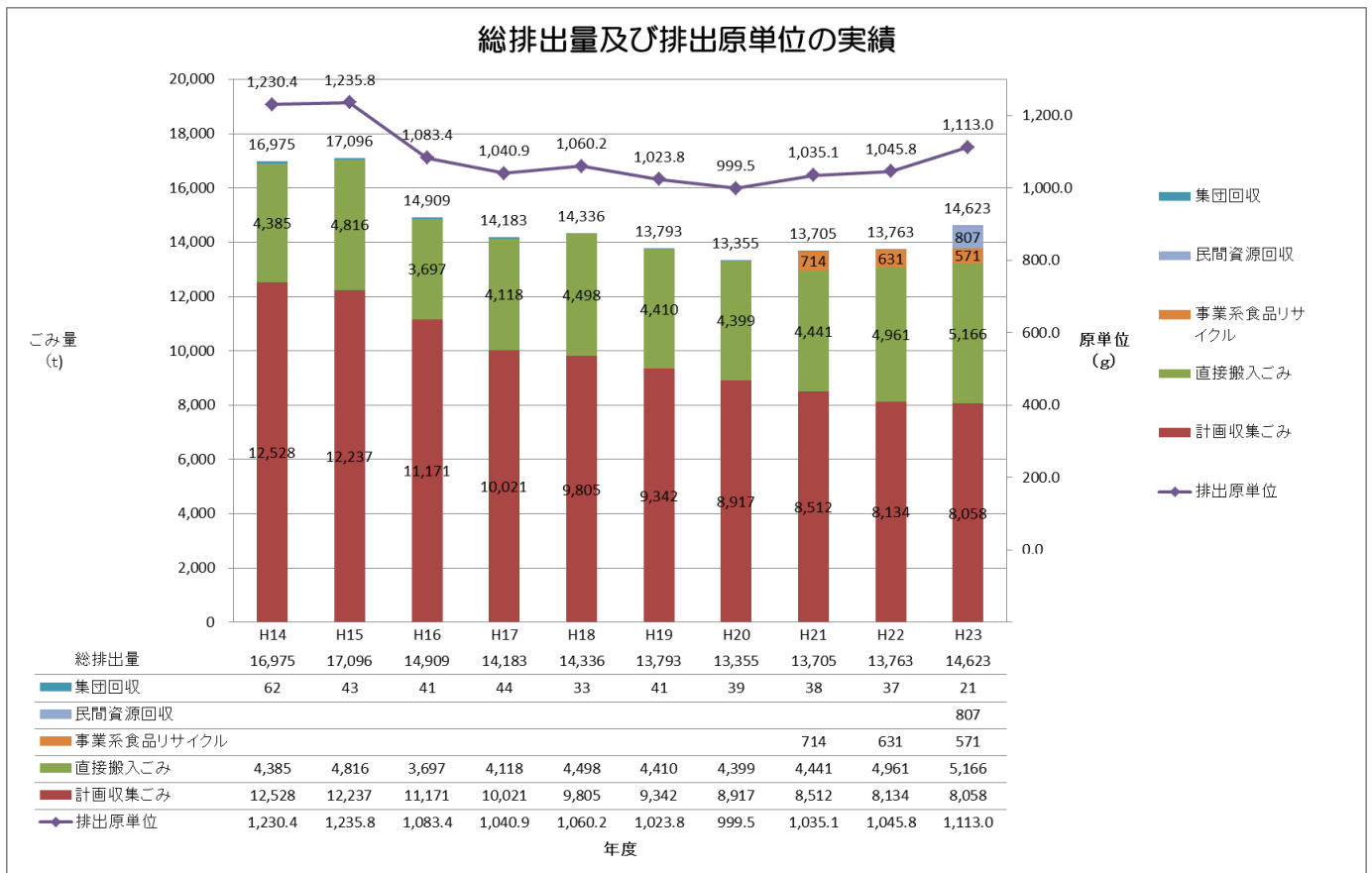
2. ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

可燃ごみの減量化を目的に、平成15年10月より実施した可燃ごみの直接搬入の一部有料化及び平成16年10月より可燃ごみの持ち出しに有料指定袋制を導入した結果、排出量に抑制がかかり総排出量及び排出原単位（1人1日あたりの排出量）が減少しています。平成14年度と比較して平成23年度の総排出量は約14%減少しています。なお、県独自調査分を除いた排出量は、平成21年度からは大きな増減がなく推移しています。

| | 平成14年度 | 平成19年度 | 平成23年度 | 備考 |
|--------|-----------|-----------|----------|----------------------------|
| 収集ごみ | 12,528 t | 9,342 t | 8,058 t | |
| 直接搬入ごみ | 4,447 t | 4,451 t | 5,187 t | 許可収集・ 集団回収量を含む |
| 県独自調査※ | 0 | 0 | 1,378 t | 事業系食品残渣・ 民間資源回収量 |
| 合計 | 16,975 t | 13,793 t | 14,623 t | |
| 排出原単位 | 1,230.4 g | 1,023.8 g | 1,113.0g | 1人1日あたりの 排出量 (g/人・日) |

※県独自調査は、平成21年度から実施されており、事業所等から民間処理施設においてリサイクルされる量である。

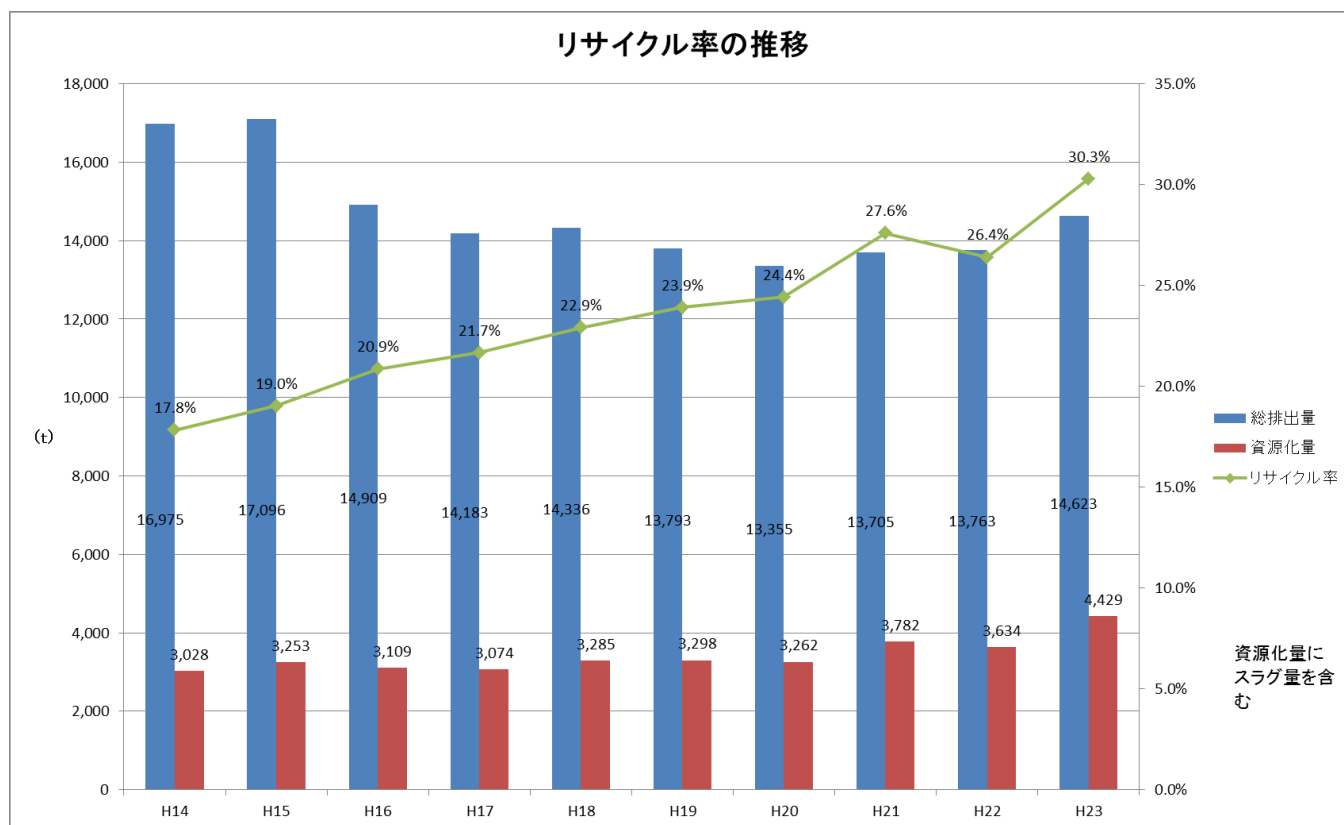


(2) 資源化量

排出量は減少していますが、資源化量は、衣類・布団類の固形燃料化や溶融スラグ^(※1)の再利用量が増加したことにより一定量を保っています。このため、リサイクル率は約30%まで上昇しています。

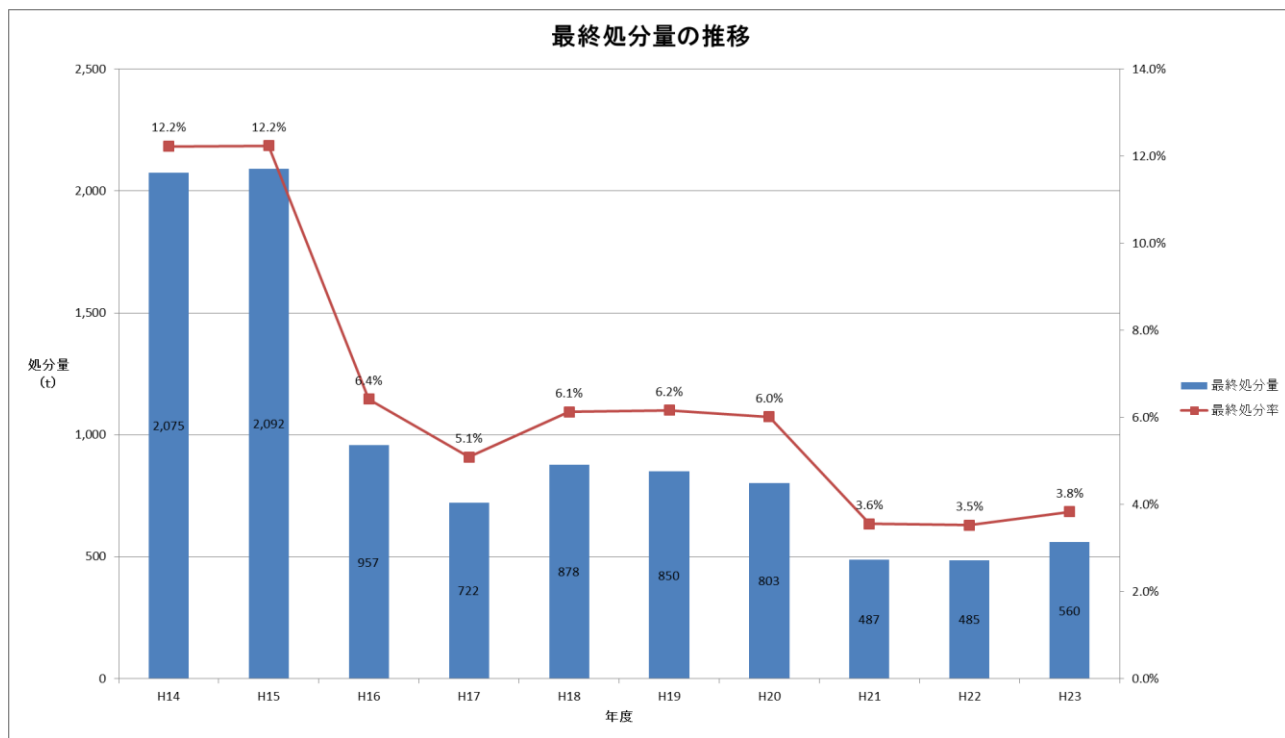
(※1) 焼却灰や不燃物残渣を溶融処理されたもの。主に路盤材として利用されている。

| | 平成14年度 | 平成19年度 | 平成23年度 | 備考 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 総排出量 | 16,975 t | 13,793 t | 14,623 t | |
| 総資源化量 | 3,028 t | 3,298 t | 4,429 t | 溶融スラグを含む |
| リサイクル率 | 17.8% | 23.9% | 30.3% | |



(3) 最終処分量

平成16年度からは、西部広域行政管理組合による最終処分場の延命化を目的としたエコスラグセンターの稼働により、これまで直接最終処分を行っていた、焼却灰や不燃物残渣をエコスラグセンターで溶融処理し、減容化（スラグ化）したことにより、最終処分量は激減しています。



3. ごみの排出削減の目標

鳥取県の第7次鳥取県廃棄物処理基本計画（平成23年10月策定）では、1人1日あたりの排出量（排出原単位）を毎年10g削減することにより、目標年度の平成26年度の原単位を880gにすることを目標としています。目標達成時の削減率は平成21年度と比較した場合、約3.6%の削減率となります。

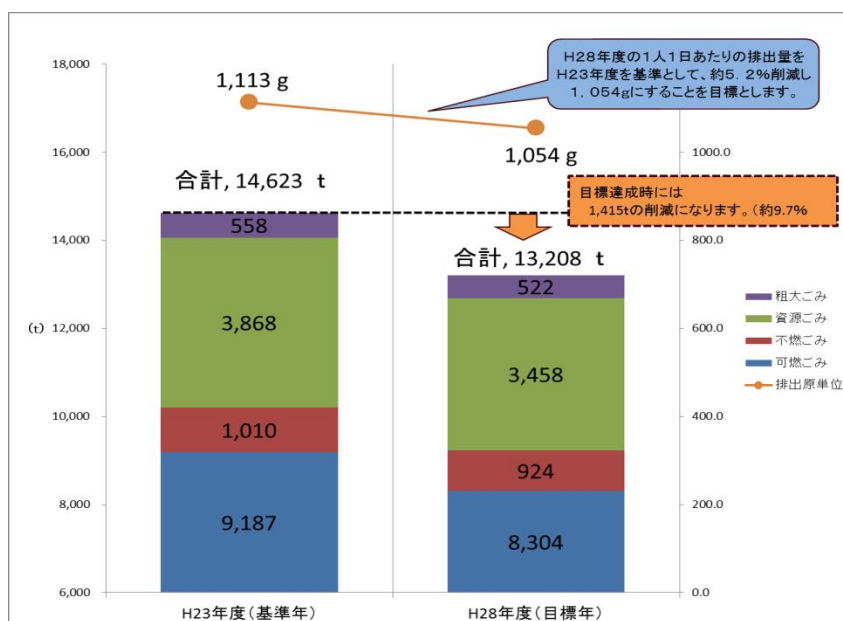
本計画においては、基準年度を平成23年度、目標年度を平成28年度として、4R運動の推進を積極的に行うこととし、ごみに関するアンケート結果等を勘案した目標値として、ごみの排出原単位を6%削減することを目標とします。

| 目標設定の対象 | 排出削減目標 |
|----------------|---------------------|
| 目標年次計画 | H23⇒H28 |
| 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ | 1人1日あたりの排出量を6%の削減する |
| 資源ごみ・集団回収・廃食用油 | 目標値の設定なし |

目標達成時の排出原単位は1,054gとなり、約60gの削減となります。排出原単位を基に推計人口から求められる目標年度のごみの総排出量は13,208tになり、基準年度と比較して推計人口の減少等もあることから1,415t（約9.7%）の削減となります。

なお、目標数値においては、鳥取県が独自に調査を行う事業系食品リサイクル処理量及び資源物回収量を含めて算出しています。

| | 平成23年度 (基準年度) | 平成28年度 (目標年度) | 増減 |
|----------|------------------|------------------|---------------------|
| 推計人口 | 35,898人 | 34,321人 | ▲1,577人 |
| 1人1日の排出量 | 1,113g | 1,054g | ▲60g (▲5.2%) |
| ごみ排出量 | 14,623トン | 13,208トン | ▲1,415トン (▲9.7%) |



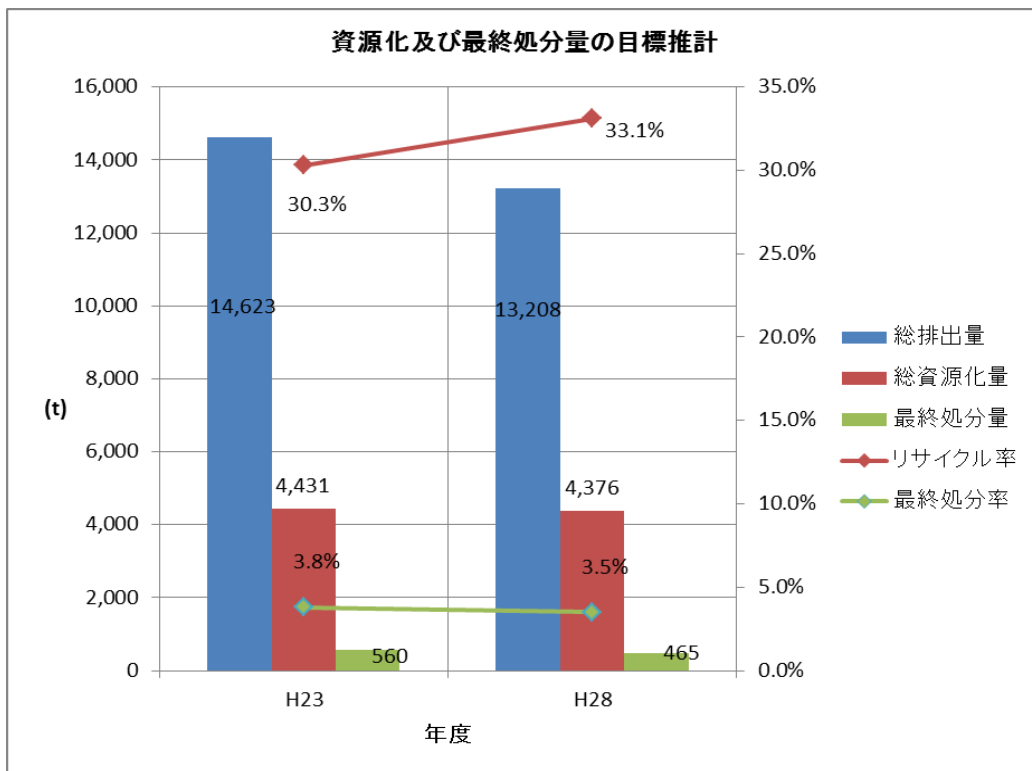
4. 削減目標の効果

目標達成時の資源化量及び最終処分量は次のとおりになります。

資源化量は同水準を維持しますが、排出量が減少することでリサイクル率は約2.8%向上します。

また、最終処分量については、溶融スラグ等の再利用率の向上により減少します。これにより最終処分率は3%台の低い水準を維持します。

| | 平成23年度 (基準年度) | 平成28年度 (目標年度) | 増減 |
|--------|------------------|------------------|----------|
| 総排出量 | 14,623 t | 13,208 t | ▲1,415 t |
| 総資源化量 | 4,431 t | 4,376 t | ▲55 t |
| リサイクル率 | 30.3% | 33.1% | 2.8%向上 |
| 最終処分量 | 560 t | 465 t | ▲95 t |
| 最終処分率 | 3.8% | 3.5% | 0.3%向上 |



5. ごみの排出抑制のための方策

(1) 市の役割

- ①ごみ処理の有料化
- ②環境教育、啓発の充実
- ③多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導
- ④容器包装廃棄物の排出抑制
- ⑤リターナブルビン等のリターナブル容器の利用促進
- ⑥環境物品等の使用促進

(2) 市民の役割

- ①住民団体による集団回収の促進等
- ②容器包装廃棄物の排出抑制
- ③リターナブルビンを始めとする環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

(3) 事業所の役割

- ①発生源における排出抑制
- ②過剰包装の抑制
- ③流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
- ④環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- ⑤食品廃棄物の排出抑制

6. 収集運搬計画

収集・運搬に関する目標は、以下のとおりとします。

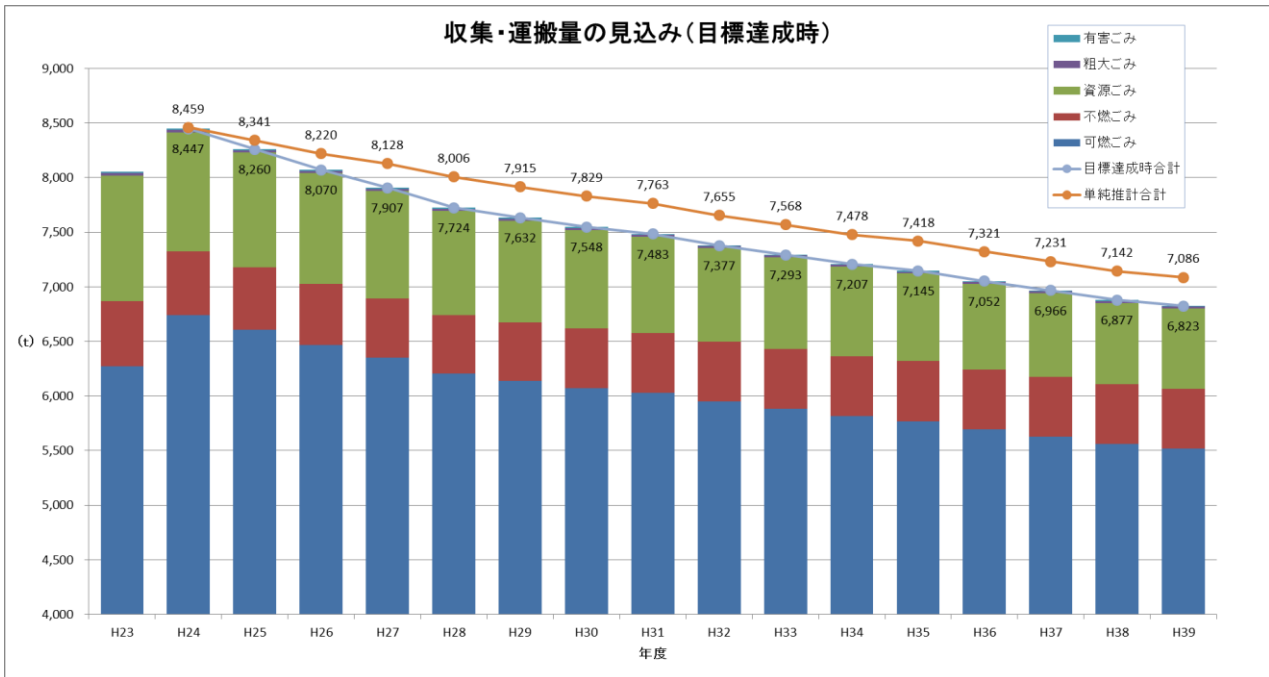
- ① ごみの排出を適正化できる排出システムを構築する。
- ② ごみの分別収集（区分）の細分化に適合した収集体制を構築する。
- ③ 収集体制を整備することで、市民サービスの向上に努める。

収集・運搬量の見込み

| 区 分 | H24 年度 | H29 年度 | H34 年度 | H39 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 可燃ごみ | 6,738 t | 6,135 t | 5,814 t | 5,517 t |
| 不燃ごみ | 584 t | 540 t | 551 t | 549 t |
| 資源ごみ | 1,092 t | 928 t | 817 t | 732 t |
| 粗大ごみ | 22 t | 18 t | 18 t | 18 t |
| 有害ごみ | 11 t | 11 t | 7 t | 7 t |
| 合 計 | 8,447 t | 7,632 t | 7,207 t | 6,823 t |

注 1：可燃ごみには、草木類、生ごみを含む

注 2：資源ごみは古紙類、ビン缶類、プラスチック類の合計



7. 中間処理計画

中間処理に関する目標を以下のとおりとします。

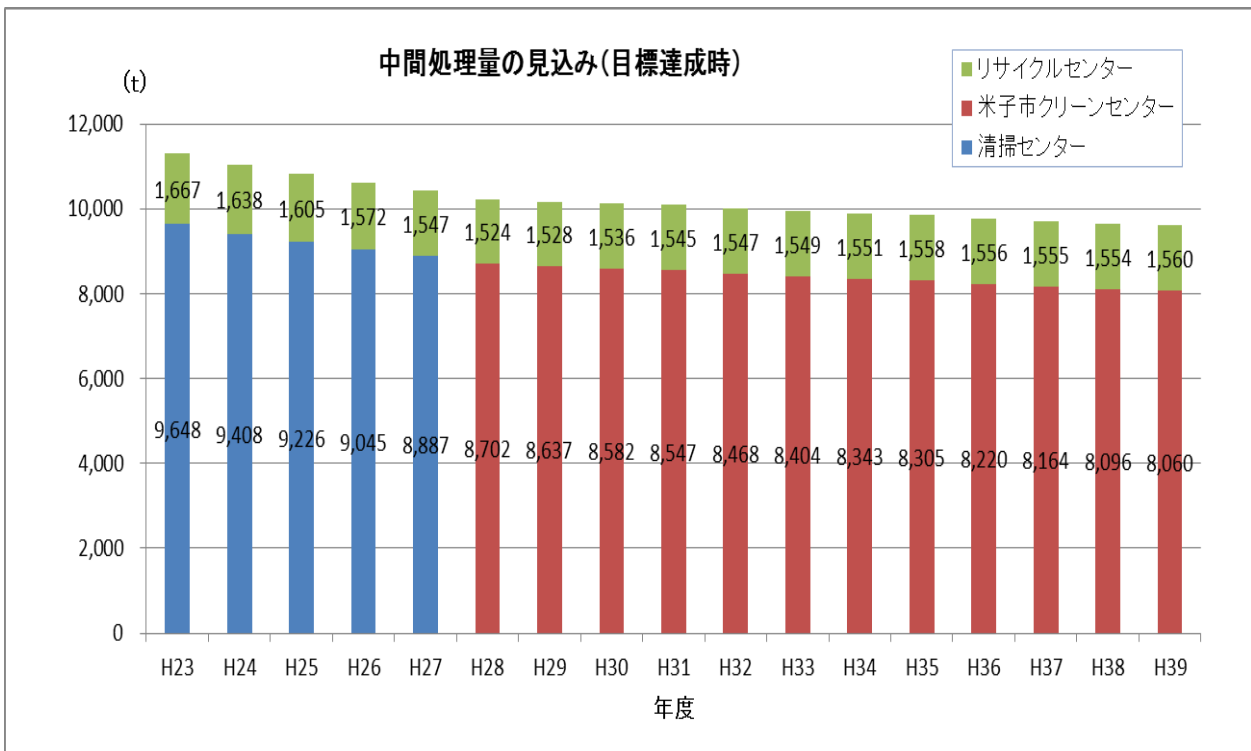
- ① 平成28年度からの米子市クリーンセンターへの可燃ごみ処理委託をスムーズに実施する。(鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターのあり方検討も含む。)
- ② 資源ごみ、不燃ごみの資源化、減量を確実にいき、最終処分量を最小化する。
- ③ 平成28年度以降の可燃ごみ処理施設跡地の利用を検討する。

本市から排出されるごみの中間処理は、現状どおり本市の施設で行います。ただし、可燃ごみについては、平成28年度から米子市クリーンセンターで処理します。

また、再利用等を行うことを目的とし、一部の産業廃棄物処理施設に一般廃棄物処理業の許可を与えている場合もあることから、許可品目に応じた区分により中間処理先を選択できることとします。

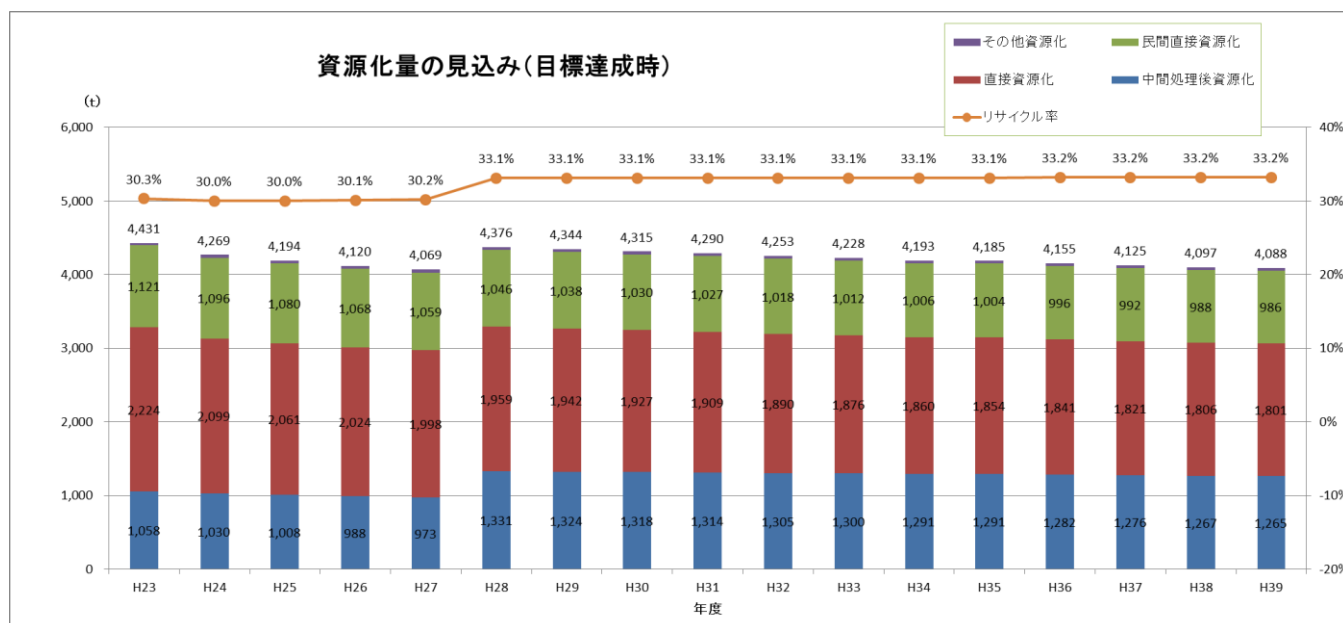
本市一般廃棄物(ごみ)の中間処理量の見込み(単位:トン)

| 区 分 | H24年度 | H29年度 | H34年度 | H39年度 |
|--------------------------|----------|----------|---------|---------|
| 清掃センター焼却処理量 | 9,408 t | | | |
| 米子市クリーンセンター処理委託量(H28年度～) | | 8,637 t | 8,343 t | 8,060 t |
| リサイクルセンター処理量(不燃・粗大・ビン缶) | 1,638 t | 1,528 t | 1,551 t | 1,560 t |
| 合 計 | 11,046 t | 10,165 t | 9,894 t | 9,620 t |



資源化量の見込み（単位：トン）

| 区 分 | H24 年度 | H29 年度 | H34 年度 | H39 年度 |
|--|---------|---------|---------|---------|
| 中間処理後に資源化される量 （金属類・ガラス類・スラグ・珪石・その他） | 1,030 t | 1,324 t | 1,291 t | 1,265 t |
| 直接資源化量（搬入分） （古紙類・軟質プラスチック・生ごみ・草木類・粗大ごみ） | 2,099 t | 1,942 t | 1,860 t | 1,801 t |
| 民間施設直接資源化量 （古紙類・生ごみ） | 1,096 t | 1,038 t | 1,006 t | 986 t |
| その他の資源化される量 （集団回収・BDF） | 44 t | 40 t | 36 t | 36 t |
| 合 計 | 4,269 t | 4,344 t | 4,193 t | 4,088 t |



8. 可燃ごみ処理施設について

本市の可燃ごみ処理施設である清掃センターは昭和63年1月に供用開始し、平成13年、14年にはダイオキシン類対策工事と10年間延命するための対策工事を実施しました。その後も機器の整備を繰り返しながら安全で安心できる可燃ごみ処理を実施してきたところです。しかしながら、鳥取県内では一番古い可燃ごみ処理施設であり、平成27年度を以てその役割を終える時期と判断しました。平成27年度までは、これまでと同様な整備を繰り返し安全で安心な処理を継続していきます。

平成28年度からは、本市の可燃ごみは、米子市へ処理委託することが決定し、米子市クリーンセンターで処理をすることになっています。市民の持込搬入は現在と同様の形式のまま受け入れ、直接パッカー車等に積み込むこととし、そのままパッカー車での輸送で対応できると判断しています。このことから、施設の整備等を伴う可燃ごみをストックするための中継施設の建設は行ないません。